



勤務条件に関する 措置要求制度

姫路市公平委員会

◆ 制度の概要

地方公務員は、労働協約締結権を含む団体交渉権や争議権が認められないなど、労働基本権が制限されています。その代償の一つとして、勤務条件に関する措置の要求の制度が設けられています。

この制度は、**一般職の職員が、給与、勤務時間その他の「勤務条件」に関し、公平委員会に対して、当局により適正な措置が執られるべきことを要求する権利を認めた制度**です。

◆ 公平委員会に措置要求できる職員

措置要求できる職員	措置要求できない職員
一般職の職員 ● 一般行政公務員 ● 教育公務員 ● 消防職員 ● 臨時的任用職員 ● 条件付採用期間中の職員 ● 任期付職員 ● 再任用職員 ● 会計年度任用職員	● 企業職員 ● 技能労務職員 ● 特別職の職員 ● 市立小中学校の教育職員 など ● 退職した職員

◆ 措置要求の対象となる事項

対象となる事項	対象とならない事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 給与…給料、諸手当、その他 ● 旅費 ● 勤務時間…正規の勤務時間、休憩・休息時間、時間外・休日勤務、宿日直勤務、職務専念義務の免除、振替休日等 ● 休暇…年次有給休暇、特別休暇 ● 昇任、降任、転任、免職、休職、懲戒の基準に関する事項 ● 労働に関する安全及び衛生に関する事項 ● 執務環境、福利厚生等に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理運営…企画、立案、執行、定数、人事、執務、予算、財産 など

◆ 措置要求の方法

(1) 「措置要求書」の提出

措置要求は、「措置要求書」正副各1通を公平委員会に提出してください。提出方法は、持参又は郵送に限られます。メール、FAXによる提出はできません。

◇ 「措置要求書」に必要な記載事項

- ① 要求しようとする職員の職、所属局課所及びその氏名
- ② 要求する事項
- ③ 要求をしようとする理由
- ④ 要求をしようとする職員又はその者の属する職員団体が要求すべき措置について既に当局と交渉を行った場合にはその交渉の経過概要

(2) 必要な資料を添付

「措置要求書」に係る適切な資料を添付してください。

◆ 措置要求の流れ

